函館市保育所・認定こども園（保育機能部分）利用調整基準表

〇保育の利用を希望する保護者氏名【　　】，児童氏名【　　】
〇第1希望施設名【　　】，第2希望施設名【　　】，第3希望施設名【　　】

【基本分】

事　由					父	母
①就労（通勤時間を除く）	居宅外	月20日以上勤務	週5日以上週40時間以上（1日8時間以上）	月160時間以上	□ 10	□ 10
			週5日以上週30時間以上（1日6時間以上）	月120時間以上	□ 9	□ 9
			週5日以上週20時間以上（1日4時間以上）	月80時間以上	□ 8	□ 8
		月16日以上20日未満勤務	週4日以上週32時間以上（1日8時間以上）	月128時間以上	□ 7	□ 7
			週4日以上週24時間以上（1日6時間以上）	月96時間以上	□ 6	□ 6
			週4日以上週16時間以上（1日4時間以上）	月64時間以上	□ 5	□ 5
		月16日未満勤務日	上記には該当しないが月64時間以上就労		□ 4	□ 4
	居宅内（内職含む）	月20日以上勤務	週5日以上週40時間以上（1日8時間以上）	月160時間以上	□ 9	□ 9
			週5日以上週30時間以上（1日6時間以上）	月120時間以上	□ 8	□ 8
			週5日以上週20時間以上（1日4時間以上）	月80時間以上	□ 7	□ 7
		月16日以上20日未満勤務	週4日以上週32時間以上（1日8時間以上）	月128時間以上	□ 6	□ 6
			週4日以上週24時間以上（1日6時間以上）	月96時間以上	□ 5	□ 5
			週4日以上週16時間以上（1日4時間以上）	月64時間以上	□ 4	□ 4
		月16日未満勤務日	上記には該当しないが月64時間以上就労		□ 3	□ 3
②妊娠・出産（原則，産前産後各8週）					□ ―	□ 7
③疾病，負傷，障がい	疾病・負傷	入院			□ 10	□ 10
		自宅療養・通院	常時臥床または精神性疾患		□ 10	□ 10
			月複数回の通院を要する場合		□ 7	□ 7
			上記以外の自宅療養		□ 5	□ 5
	障がい	身体障害者手帳（1～3級，聴覚障害の場合は1～6級），精神障害者手帳（1・2級），療育手帳Aの交付を受けていて保育が常時困難			□ 10	□ 10
		身体障害者手帳（4・5級），精神障害者手帳（3級），療育手帳Bの交付を受けていて保育が常時困難			□ 7	□ 7
		身体障害者手帳（6・7級）の交付を受けていて保育が常時困難			□ 5	□ 5
④同居親族等を常時介護，看護（施設等への往復時間を除く）	自宅での常時介護，看護		週5日以上週40時間以上（1日8時間以上）	月160時間以上	□ 10	□ 10
			週5日以上週30時間以上（1日6時間以上）	月120時間以上	□ 9	□ 9
			週5日以上週20時間以上（1日4時間以上）	月80時間以上	□ 8	□ 8
			週4日以上週32時間以上（1日8時間以上）	月128時間以上	□ 7	□ 7
			週4日以上週24時間以上（1日6時間以上）	月96時間以上	□ 6	□ 6
			週4日以上週16時間以上（1日4時間以上）	月64時間以上	□ 5	□ 5
	施設等での常時介護，看護		週5日以上週40時間以上（1日8時間以上）	月160時間以上	□ 9	□ 9
			週5日以上週30時間以上（1日6時間以上）	月120時間以上	□ 8	□ 8
			週5日以上週20時間以上（1日4時間以上）	月80時間以上	□ 7	□ 7
			週4日以上週32時間以上（1日8時間以上）	月128時間以上	□ 6	□ 6
			週4日以上週24時間以上（1日6時間以上）	月96時間以上	□ 5	□ 5
			週4日以上週16時間以上（1日4時間以上）	月64時間以上	□ 4	□ 4
⑤災害復旧					□ 10	□ 10
⑥求職活動（起業準備含む）					□ 3	□ 3
⑦就学・職業訓練	月120時間以上				□ 9	□ 9
	月64時間以上				□ 5	□ 5
⑧育児休業	在園児の転園				□ 7	□ 7
⑨虐待・DV（行政機関からの要請等を含む）					□ 20	□ 20
⑩上記（①～⑨）に類するものとして市が認める事由に該当するもの	A　（　　）		週5日以上週40時間以上（1日8時間以上）	月160時間以上	□ 10	□ 10
	B　（　　）		週5日以上週30時間以上（1日6時間以上）	月120時間以上	□ 9	□ 9
	C　（　　）		週5日以上週20時間以上（1日4時間以上）	月80時間以上	□ 8	□ 8
	D　（　　）		週4日以上週32時間以上（1日8時間以上）	月128時間以上	□ 7	□ 7
	E　（　　）		週4日以上週24時間以上（1日6時間以上）	月96時間以上	□ 6	□ 6
	F　（　　）		週4日以上週16時間以上（1日4時間以上）	月64時間以上	□ 5	□ 5
	G　（　　）		上記には該当しないが月64時間以上就労		□ 4	□ 4

基本分点数		
基本合計点数		…（1）

※基本分は，表中より1項目のみ選択すること。
※父母それぞれの事由が複数ある場合は，点数が一番高い事由を選択すること。
※それぞれの事由に基づく点数を合計し，（1）の基本合計点数欄に記入すること。
※上記⑧は，「育児休業」で在園している児童が転園（認定こども園内の認定区分変更を除く）する場合に適用する。

【加算分】

項　目	世帯
①ひとり親家庭	□　13
②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	□　1
③生計中心者（父母）の失業により，就労の必要性が高いと認められる場合	□　1
④保育の利用を必要とする子どもが障がいを有する場合	□　3
⑤産休・育休明けで復職する場合	□　4
⑥保護者が保育所等で保育士として従事する場合	□　10
⑦兄弟姉妹が同一の保育所等（1号認定の利用を含む）を既に利用している場合	□　5
⑧複数人の兄弟姉妹が保育所等の同時利用を希望する場合	□　1
⑨同一認定こども園内において，1号から2号に移る場合	□　5
⑩保護者の一方が長期入院や単身赴任等で長期不在の場合	□　1
⑪両親以外の者が，保育の利用を必要とする子どもの監護をしている場合	□　1
⑫認可外保育施設が認可施設や事業に移行した場合であって，移行前からの当該施設の在園児である場合	□　5
⑬待機期間が6か月以上の場合	□　1
⑭他に保育できる65歳未満の親族が同居している場合	□　−1
⑮65歳未満の同居親族または保護者が保育の利用を必要とする子ども以外の子どもを保育している場合	□　−1

※上記②，③を除く加算分は，該当する項目を全て選択すること。

※それぞれの項目に基づく点数を合計し，（2）の加算合計点数欄に記入すること。

加算合計点数		…（2）
総合点数		…（1）+（2）

※上記②の「就労による自立支援につながる場合」および③の「就労の必要性が高い場合」とは，「求職活動または起業準備を行っている場合」とする。

※上記③の「生計中心者」とは，保育の利用を必要とする子どもの保育所等利用希望日の属する月の前月から3か月以内に失業した父または母とする。

生活保護世帯の方が求職活動または起業準備を行っている場合は，②のみ加算対象とし，③の生計中心者としての加算は適用しない。

※上記⑭，⑮の同居親族の年齢は，保育の利用を必要とする子どもの保育所等利用希望日時点での年齢とする。

※利用調整は，（1）の基本合計点数と（2）の加算合計点数を合算した総合点数の高い順に行うが，総合点数が同点数の場合は，次に記載する順に優先する。

【同点数の場合の優先度】

1．申請児童に障がいがあり，希望保育所等において保育する必要がある場合	□　A
2．兄弟姉妹が希望保育所等を既に利用している場合	□　B
3．ひとり親家庭	□　C
4．多子世帯（同一世帯に就学前児童の子どもが複数いる場合）	□　D
5．世帯の状況から総合的に判断	□　E